

令和元年度航空・宇宙産業参入支援展示会等補助金交付要領

(趣 旨)

第1条 公益財団法人埼玉県産業振興公社(以下「公社」という。)は、航空・宇宙関連産業への新規参入や当該分野での事業拡大を図るため、展示会等に出展する埼玉県内中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、展示会等補助金公募要領で別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる事業者は、埼玉県内に本社又は事業所・工場のある中小企業者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、別表1のとおりとし、請求書・領収書等の証憑書類で確認できるものとする。

(補助額)

第5条 補助額は次のとおりとする。

(1) 出展経費(出展負担料・装飾等の支援事業者への委託料・マッチング支援のコンサルタント委託料・通訳費・翻訳費・輸送費)の総額の2分の1を補助する。(消費税を含む)

(2) 前項にかかわらず、1展示会につき、海外は1社あたり150万円、国内は50万円を補助限度額とする。

(補助金の交付申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業者の代表者は、埼玉県産業振興公社航空・宇宙産業参入支援展示会等補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて公社理事長に申請する。

(以下、「理事長」という。)

2 理事長は、別に定める審査会が申請内容を審査し、交付を決定した場合には、埼玉県産業振興公社航空・宇宙産業参入支援展示会等補助金交付決定通知書(様式第2号)により、中小企業者の代表者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第7条 補助金の交付決定を受けた中小企業者の代表者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは当該各号に定める申請書を遅滞なく理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の内容を著しく変更しようとする場合、または事業に要する経費の合計額を大きく変更しようとする場合 (様式第3号「事業変更申請書」)

(2) 補助金事業を休止し、または廃止しようとする場合 (様式第4号「事業休止(廃止)申請書」)

2 理事長は前項の規定による事業変更申請があったときは内容を審査し、適当と認めるときは、埼玉県産業振興公社航空・宇宙産業参入支援展示会等補助金事業計画変更承認書（様式第5号）により中小企業の代表者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消）

第8条 理事長は、補助金の交付決定を受けた中小企業者の代表者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定取消通知書（様式第6号）により当該補助金の交付の指定を受けた中小企業者の代表者に通知し、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項第2号の規定により、補助対象事業の休止又は廃止の申請があった場合
- (2) 虚偽の申請及び報告を行った場合
- (3) その他、この要綱の規定に違反した場合

（補助金の実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた中小企業者の代表者は、当該年度の2月末日までに、埼玉県産業振興公社航空・宇宙産業参入支援展示会等補助金の実績報告書（様式第7号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 理事長は、前条により提出された書類を審査し、申請内容が適正であると認めるときは、予算の範囲内において交付の決定及び補助金の額を確定し、埼玉県産業振興公社航空・宇宙産業参入支援展示会等補助金の額の確定通知書（様式第8号）により、通知するものとする。

（補助金の支払い）

第11条 補助金の支払いを受けようとする中小企業者の代表者は、前条の通知を受領した日から起算して5日以内に、請求書（様式第9号）を理事長に提出しなければならない。理事長は、提出された請求書に基づき補助金を交付するものとする。

附則

この要領は、令和元年6月4日から施行する。